

**市議会12月定例会
17議案を可決・同意**

市議会の令和4年12月定例会が令和4年12月5日に開会。令和4年度補正予算や条例など市長提案の17議案を審議。原案どおり可決・同意され、12月27日に閉会しました。主な内容は、次のとおり。

◆補正予算
【一般会計】◆第6号：2億9,397万円の増額◆第7号：3,776万円の増額◆第8号：7,220万円の増額。この結果、予算総額は、394億

3,617万円となりました。
【特別会計】◆後期高齢者医療事業会計(第1号)：359万円の増額。この結果、予算総額は、14億7,524万円となりました。

◆条例
◆舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例◆舞鶴市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
◆舞鶴市スポーツ施設整備基金条例◆舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例◆舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する

条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
◆人事
◆監査委員の選任：川口孝文氏◆固定資産評価審査委員会委員の選任：小谷眞知子氏、阪本清一郎氏◆人権擁護委員候補者の推薦：川尻治彦氏

◆その他
◆訴えの提起(境界確定等請求事件)
◆指定管理者の指定
◆舞鶴市南デイサービスセンター：社会福祉法人大樹

会(5年間)
・舞鶴市加佐デイサービスセンター：社会福祉法人成光苑(5年間)
・舞鶴市中デイサービスセンター：社会福祉法人安寿会(5年間)

◆詳細情報を公開中
市議会定例会に関する資料・情報は、市政情報コーナー(市役所本庁1階)で公開しているほか、市ホームページでも閲覧できます。左コードからアクセス可。
▼詳しくは、総務課(☎66・1044)へ。

**J-ALERT
情報伝達訓練を実施**

J-ALERT(全国瞬時警報システム)による全国一斉の「緊急情報(国民保護)伝達訓練」を実施します。
【日時】2月15日(水)11時ごろ
【内容】◆防災行政無線、自動起動ラジオ：試験放送を一斉に放送◆まいづるメール配信サービス：試験メールを一斉に配信
※気象状況などで訓練を中止する場合があります
◆避難行動の確認を
J-ALERTでは、弾道ミサイル情報や航空攻撃情報など国民保護に関する情報が伝達されます。試験放送をきっかけに、今いる場所での行動をしてみましょう。
◆屋外にいる人は、近くの堅ろうな建物に避難。建物がない場合はコンクリート塀など物陰に身を隠す、地面に伏せて頭部を守る◆屋内にいる人は窓からできるだけ離れた窓のない部屋に移動するなど
▼詳しくは、危機管理・防災課(☎66・1089)へ。

原子力総合防災訓練

11月27日、PAZに準じる地域の成生地区のほか、三浜地区、小橋地区、三笠小学校で、京都府原子力総合防災訓練を実施しました。
今年度は、各自治会をはじめ、東・西大浦消防団、舞鶴警察署など、約250人が参加。成生では、津波との複合災害を想定し、防災行政無線や自動起動ラジオによる情報伝達の後、高台への避難訓練を実施。続いて、高浜発電所の事故進展に伴う要配慮者の避難訓練と田井原子力防災センターの放射線防護対策設備稼働訓練を実施しました。三浜・小橋では、津波避難訓練の後、屋内退避訓練を行いました。
また、3年ぶりとなる住民参加による避難訓練を実施した三笠小学校では、検温から安定ヨウ素剤の配布、避難用のバス乗車までの流れを確認しました。
今後も実効性のある訓練を引き続き実施し、地域住民の安全を確保していきます。



《危機管理・防災課》

**2月7日(火)から
税の申告受け付けが始まります**

◆市役所での申告受け付け

◆所得税：2月7日(火)～10日(金)まで受け付け。税理士の申告相談も同時実施。
※土地・建物・株式などを売却した所得、消費税、贈与税や相続税の相談は除く
◆市・府民税：2月16日(水)～3月15日(水)(土・日曜日、祝日は除く)に受け付け。
※西支所は2月24日(金)まで
◆市・府民税申告書の送付
昨年、市・府民税の申告書を提出した人には、2月10日ごろに申告書を送付します。届かない人や新たに申告が必要な人は、税務課(☎66・1026)へ連絡を。

◆公的年金を受給している人

公的年金の収入金額が年間400万円以下で、かつ、その他の所得が年間20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要です(還付を受ける場合などは確定申告が必要)。

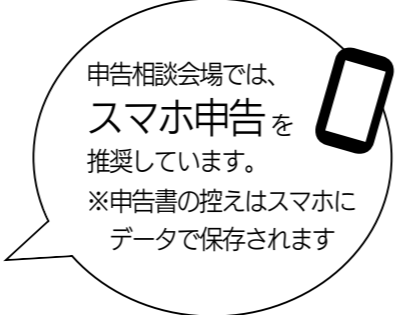
ただし、次の人は「市・府民税申告書」を市役所へ提出すると、市・府民税が減額になる場合がある

あります。控除の申告漏れがないようご注意ください。

◆市・府民税が減額になる人：市・府民税が課税され、年金の源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除(納付書・口座振替で支払った国民健康保険料など)、医療費控除、扶養控除など各種控除の追加・変更がある人
※所得・控除の状況によっては、控除を申告されても税額が変わらない場合があります

◆市・府民税申告書への個人番号(マイナンバー)の記載

市・府民税の申告には申告者と被扶養者の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。また、個人番号を記載した申告書を提出する際は、申告者の本人確認と番号確認ができる書類の提示か写しの添付が必要です。



申告相談会場では、**スマホ申告**を推奨しています。
※申告書の控えはスマホにデータで保存されます

会場の「密」を避けるためのお願い

所得税などと市・府民税の申告受付日は異なります。また「密」を避けるため、会場内や付近では待機できないので注意してください(時間指定の整理券を発行)。

- ◆所得税・消費税
パソコンやスマホから国税庁ホームページ「確定申告コーナー」(右コードからアクセス可)を利用し、申告書を作成できます。
▶詳しくは、確定申告コールセンター(☎75・0801)音声案内「0」へ。
- ◆市・府民税
「郵送」での提出にご協力ください。また、スマホから市役所本庁での申告相談の事前予約ができます。希望者は右コードから申し込みを(定員あり)。
▶詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。

申告受け付けの日程				
受付会場	赤れんが4号棟	市役所本庁(1階ロビー)	市役所西支所	舞鶴税務署
受付申告書	所得税	市・府民税	市・府民税	所得税・消費税・贈与税
受付時間	9時30分～12時、13時～16時(相談受付は15時まで)	9時～16時	9時～16時	9時～16時
※申告の相談・受け付けは●印の付いているところを実施	7日(火)	●		
	8日(水)	●		
	10日(金)	●		
	16日(木)		●	●
	17日(金)		●	●
	20日(月)		●	●
	22日(水)		●	●
	24日(金)		●	●
	27日(月)		●	●
	3日(金)		●	●
	6日(月)		●	●
	10日(金)		●	●
	13日(月)		●	●
	15日(水)		●	●

※①…入場整理券の事前予約(LINE、右コードからアクセス可)。2月16日(水)～3月15日(水)の舞鶴税務署申告会場の事前予約もできます
※②…赤れんが4号棟では、土地・建物・株式の譲渡所得、消費税、贈与税や相続税の相談は行っていません
※上記会場ではインボイス制度の登録申請に関する個別相談は行っていません。3月16日(木)以降に開設する登録申請窓口(舞鶴税務署)を利用してください